

1. 件名：福島第一原子力発電所における窒素ガス供給設備の撤去および廃液サージタンクの撤去に係る面談
2. 日時：令和元年12月10日（火）14時00分～14時45分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、山中係員、田上係員
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名

5. 要旨

東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一原子力発電所1号機の北西側にある窒素ガス供給設備及び廃液サージタンクの撤去について、資料に基づき説明があった。

- 窒素ガス供給設備の撤去について
 - ✓ 当該設備の撤去は、2019年12月～2020年2月に実施する予定
 - ✓ 液体窒素貯蔵タンク内部の雰囲気中の酸素濃度は外気と同様であった
 - ✓ 液体窒素貯蔵タンクに接続されている配管のフランジ内部の汚染はバックグラウンド相当であり、タンク内部に汚染はないと推定される
 - ✓ 以上のことから、窒素ガス供給設備の撤去は、実施計画 章2.11 添付資料-8に記載の範囲内で実施可能と考える
- 廃液サージタンクの撤去について
 - ✓ 当該タンクの撤去は2020年2月～2020年5月に実施する予定
 - ✓ 廃液サージタンクの内部水中の放射性物質等の濃度の測定結果
 - ✓ 内部水はプロセス主建屋に移送して建屋滞留水とともに処理をする
 - ✓ 内部水の移送方法及び移送時の漏えい防止及び漏えい拡大防止対策
 - ✓ 内部水の移送は、2019年12月12日～2019年12月16日に実施する予定
- 既認可と今回の作業内容の比較

原子力規制庁は、廃液サージタンクの内部水の移送は12月12日から実施して差し支えない旨を伝えるとともに、以下の内容を説明することを求めた。

- 液体窒素貯槽タンクを共用プール建屋西側整備ヤードに仮置きする際の固定方法
- 廃液サージタンクの減容方法及び除染の実施の有無、並びに、減容時及び除染を実施する場合は除染時の汚染拡大防止対策及び被ばく管理
- 廃液サージタンクに接続している配管撤去時の残水処理方法、放射性気体廃棄物の飛散防止対策及び被ばく管理

6. その他

- ・ 資料：
 - 福島第一原子力発電所窒素ガス供給設備の撤去(移動)および廃液サージタンクの撤去について